

## 学校生活支援員（会計年度任用職員）募集要項

本庄市役所では、学校生活支援員（会計年度任用職員）を以下のとおり募集します。

### 1 勤務条件等

募集職種	学校生活支援員
職務内容	(1) 学校での学習補助（児童への個別支援、担任教諭の補助等） (2) 学校での生活補助（基本的生活習慣の確立のための補助、児童との相談活動、給食の配膳 等) (3) 発達障害児童への支援、学校行事の補助等 (4) その他、本庄市教育委員会及び学校長が必要と認める業務に関すること。
募集人数	26名
勤務場所	市立小学校（教育委員会が指定する。）
受験資格	必要な免許・資格等：特になし  なお、地方公務員法第16条の規定に基づき、以下に該当する方は受験できません。 (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (2) 本庄市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入了した者
勤務時間	午前8時10分から午後4時50分までの間で4時間 任用期間のうち150日以内（土・日・祝日・年末年始を除く学校長が指定する日に勤務。ただし、学校行事等がある場合は、この限りではない。） 所定労働時間を超える労働 無
任用期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
給与	○初任給 大学卒 時間額 1,342円～ 短大卒 時間額 1,266円～ 高校卒 時間額 1,185円～ ※初任給は本庄市役所での職歴に応じ、加算される場合があります。 ※給与支給日は翌月21日です。（毎月末日締切。口座振替の方法による。） ※任用期間中に給料額の改定が行われた場合は、改定後の金額を支給します。 ○手当 支給要件に該当する場合は、通勤手当等が支給されます。なお、地域手当は一律支給となります。
休暇	年次有給休暇、結婚休暇、病気休暇、忌引等 ※休暇の種類により、付与条件や有給・無給があります。
加入保険等	補償制度

## 2 申込手続等

受付期間	令和7年12月1日（月）から令和7年12月12日（金）まで（土・日を除く。）
申込方法	<p>本庄市会計年度任用職員選考申込書（兼履歴書）に必要事項を記入及び写真を貼付の上、受付期間内に以下へ持参してください。</p> <p>〒367-8501 本庄市本庄3丁目5番3号 本庄市役所 学校教育課指導係（市役所4階） 受付時間：午前8時30分～午後5時15分（土・日を除く。）</p> <p>※提出した書類は一切返却しません。</p> <p>※申込書は、学校教育課で配布又は市ホームページからダウンロードできます。</p> <p>※郵送での申込は受け付けませんので御注意ください。</p>
選考期間	令和7年12月19日（金）から令和7年12月20日（土）まで
選考方法	面接（面接の日時は、申込書受付時にお知らせします。）
結果通知発送日	選考期間終了後、順次（令和8年1月下旬までに送付します。）
その他	<p>○応募の秘密については厳守します。</p> <p>○以下の事項に該当する場合は、合格を取り消すことがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・提出した書類に虚偽があった場合</li> <li>・心身の故障のため職務の遂行に支障があり又はこれに堪えないことが明らかになった場合</li> <li>・資格取得見込みの者が資格を取得できなかった場合</li> <li>・受験資格を満たしていないことが明らかになった場合</li> <li>・その他、任命権者が不適当と認めた場合</li> </ul> <p>○一般職非常勤の公務員として、地方公務員法に定める服務規定が適用されます。</p> <p>○任用から1か月間は条件付採用期間となります。</p> <p>○申込書において待機者名簿（※）への登録を希望した方で、今回の選考の結果、採用に至らなかった場合は、待機者名簿へ登録します。なお、名簿の登録期限は令和9年3月31日です。</p> <p>※登録者には、同じ職種の欠員の状況に応じて、会計年度任用職員を募集する部署の担当者から連絡し、再度選考を実施します。なお、登録をしても必ず就労できるとは限りません。</p> <p>○本業務へ従事するに当たっては、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。</p> <p>○特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、当法人の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。</p>

	○このため、予め、採用選考過程において、申込書により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。
--	---

### 3 問合せ先

○職務内容及び勤務条件に関すること

本庄市教育委員会学校教育課指導係 電話：0495-25-1183

○会計年度任用職員制度に関する事（給与、休暇及び健康保険に限る）

本庄市総務部行政管理課人事給与係 電話：0495-25-1160